

## 秩父市 I T 関連オフィス開設補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、I T 等の新たな技術の活用により、既存の産業の生産性向上に資することが期待できる分野に取り組む企業等の本市への立地を促進し、もって地域産業の高度化及び活性化に寄与するため、予算の範囲内で秩父市 I T 関連オフィス開設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 1 7 年秩父市規則第 5 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する事業を営む法人又は個人（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 秩父郡市外において 1 年以上の事業実績（子会社又は関連会社を設立する場合にあっては、親会社の事業実績を含む。）を有すること。
- (2) 第 5 条の申請を提出する日において、市の公共事業を受託していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、秩父郡市内に事業所を有しない企業等が、I T 技術を活用した製品、ソフトウェア、コンテンツ等の開発又はサービス提供を行う事業の用に供する施設（以下「I T 関連オフィス」という。）を賃借により市内に開設（本社の移転、支社若しくは支店等の開設又は子会社若しくは関連会社の設立をいう。）する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該 I T 関連オフィスにおいて、従業員が 1 人以上就労すること。
- (2) 賃貸借契約の日が令和 3 年 4 月 1 日以降であること。
- (3) 賃貸借契約の日から 9 0 日以内に事業を開始すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（当該経費について他の公的制度に基づく補助金を受けている場合は、当該補助金の額を控除した経費）のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地、建物賃借料及び使用料（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料その他これらに類する経費及び消費税額を除く。）
- (2) 通信回線使用料（電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料その他の通信回線を利用して事業を行うために要する経費）
- (3) 交通費（本社又は親会社と I T 関連オフィスとの間を公共交通機関により移動に要する経費に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の2分の1（その額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額）又は賃貸借契約の日の属する月から当該年度の末月までの月数に10万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、前条第3号に規定する交通費に対する補助金の額は、1月当たり2万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市 I T 関連オフィス開設補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは秩父市 I T 関連オフィス開設補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないときは秩父市 I T 関連オフィス開設補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定の日から起算して、1年以上市内で事業を行うこと。
- (2) I T 関連オフィスを第三者に転貸（又貸し）しないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父市IT関連オフィス開設補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは秩父市IT関連オフィス開設補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により、適当でないとしたときは秩父市IT関連オフィス開設補助金変更・中止不承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに秩父市IT関連オフィス開設補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、秩父市IT関連オフィス開設補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市IT関連オフィス開設補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。